

## 知事の権限に属する事務の一部の市町村への移譲について

### 1 地方自治法の改正

地方分権推進一括法（平成 11 年 7 月公布）により、地方自治法に次の条文が設けられ、地域の実情に応じて、都道府県の判断により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に対して配分することが可能となった。

**第 252 条の 17 の 2** 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

### 2 条例に基づく移譲事務数

45 法令 477 項目（平成 19 年 10 月現在）

### 3 「県と市町村とのあり方検討会」の設置

設置年月日	平成 18 年 12 月 13 日
設置目的	市町村が住民の求める多様な行政サービスを効率的かつ円滑に実施するため、県と市町村の役割等について検討を行う
検討事項	1 県と市町村の役割について 2 県現地機関と市町村等とのあり方について 3 県から市町村への権限、財源の移譲について 等
委員構成	1 5 市 3 町 4 村の企画政策担当課長 2 長野県企画課長、市町村課長、行政改革課長 3 長野県市長会事務局長、長野県町村会事務局長

# 旅券業務の市町村再委託について

## 1. 経緯

旅券法の改正(平成18年3月20日施行)により県が法定受託している範囲内で旅券業務の市町村への再委託が可能となった。

## 2. 再委託実施県の状況

(1)実施県数(平成19年11月1日現在)

(ア)全市町村で実施・・・3県

(岡山県、広島県、佐賀県)

(イ)島嶼部の町村や希望した市町村で実施・・・8都道県

(北海道、岩手県、新潟県、埼玉県、東京都、三重県、長崎県、鹿児島県)

(2)再委託の内容

旅券発給事務を大きく分けると、次の4つに区分される。

(ア)申請の受理

(イ)審査

(ウ)旅券の作成

(エ)旅券の交付

このうち、各県では(ア)(イ)及び(エ)の事務について再委託を行っている。

(3)再委託に伴う課題等

(ア)長所

(i)本籍地と居住市町村が同一の住民は、戸籍謄(抄)本の請求と旅券の申請を市町村役場で同時に行うことが可能となった。

(イ)課題

(i)居住市町村以外での申請・受取りができなくなった。

(ii)取扱い件数の少ない市町村においては、担当者の配置等費用対効果の面で問題が生じている。

## 3. 本県の状況と今後の見込み

市町村への権限移譲等については「県と市町村のあり方検討会」で議論しているところであるが、そこで実施した意向調査では旅券業務についての再委託の要望はほとんどなく、来年度以降移譲に向けて市町村と調整する検討項目には含まれていない。

旅券業務の再委託については市町村から具体的な要望は寄せられておらず、また、小規模市町村の多い本県の状況に鑑みると費用対効果の面で問題もあり、現時点では旅券業務を県で行うことが適当であると考えている。